

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和8年5月8日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンター紫波 紫波郡紫波町高水寺字大坊235番地 1
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 令和8年4月21日
- (5) 変更の理由 来客者の利便性向上のため

2 届出年月日 令和8年4月20日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び紫波町役場